

回 答 書

阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領等について質問のあったことについて、次のとおり回答します。

No	該当資料名	頁	質問事項	回答内容
1	業務委託契約書		<p>①『業務委託契約書』は、選定後、その内容・文言等について協議して頂けるのでしょうか。(第31条の発注者の任意解除権に関する条文など)</p> <p>②また、第3条に記載の「着手届・業務計画書の提出」、第11条に記載の「業務責任者の通知」、第13条に記載の「業務報告書の提出」、第25条に記載の「毎月の業務終了の通知」について、指定金業務において提出・通知が必要となるのでしょうか。また、その提出・通知の頻度・様式についても教えて下さい。</p>	<p>① 業務委託契約書は、原則、本市が作成したものを使用するものとしますが、権利義務の得喪に関わらない軽微な文言の修正等については、協議に応じます。</p> <p>② お見込みのとおり、業務委託契約書に記載のあるとおり提出等が必要となります。なお、様式は特に定めておりませんが、それぞれの頻度は次のとおりとなります。</p> <p>「着手届・業務計画書の提出（第3条）」 ・契約締結後1回（ただし、同条第3項の再提出を請求することがあります）</p> <p>「業務責任者の通知（第11条）」 ・契約締結後1回（変更したときは、その都度必要となります）</p> <p>「業務報告書の提出（第13条）」 ・月1回</p> <p>「毎月の業務終了の通知（第25条）」 ・月1回</p>

No	該当資料名	頁	質問事項	回答内容
2	阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領	1 9	<p>2022年3月29日付 総務省から各地公体宛の通知にある様に、指定金等の税公金収納事務に掛かるコスト負担の対応を通知されていると存じます。</p> <p>(「規制改革実施計画」2021年6月18日閣議決定)</p> <p>「1 基本的な事項 (6) 予定価格」に対して、「12 留意事項 (11) 内国為替制度運営費の公金適用の取扱いは、本プロポーザルの対象外として、別途協議する」とあります。</p> <p>協議とは、即ち、必要な実費負担分については柔軟にご対応頂けると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>同様に、例えば、ISDN回線終了に伴う後継サービスへの契約切替等に係る費用負担、窓口収納手数料等、将来、金融機関の各種手数料が改定された場合の費用負担等について、指定金融機関業務を行う環境変化に伴う新たな費用負担についてのお考えをお聞かせください。</p>	<p>実施要領「12 留意事項 (11)」に記載のとおり、内国為替制度運営費については、本プロポーザルの対象外、つまり必要な経費として、別途協議を行う予定です。</p> <p>なお、それ以外の経費については、仕様書「10 受注者の負担の範囲」に記載のとおり、特記がある場合を除き、受注者の負担といたします。</p>
3	阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領	3	<p>「4 参加資格 (8) 阪南市を営業区域としていること。」について</p> <p>当社としては、特に営業区域の明確な範囲はありませんが、プロポーザル実施要領に記載されている営業区域について、どの様にとらえれば、宜しいでしょうか。</p>	<p>公金の収納及び支払の事務を効率的かつ効果的・安定的に正確に遂行できる体制を有し、かつ、阪南市域の顧客等に対して営業活動を行っている場合には、営業区域に明確な範囲がない場合にあっても、参加資格を満たすものとして取り扱います。</p>

No	該当資料名	頁	質問事項	回答内容
4	阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領	9	<p>「12 留意事項 (10) 地方債 (銀行等引受資金) の借入」について</p> <p>原則として、全額を見積もり合わせ等により行う予定とされていますが、「原則として」の前提であることから、指定金融機関の指定を受けた場合、指定金融機関に対する縁故債の取組について、具体的にお聞かせ下さい。</p>	<p>実施要領「12 留意事項 (10)」に記載のとおり、地方債 (銀行等引受資金) の借入については、原則として、全額を見積もり合わせ等により行う予定であり、指定金融機関に対する優遇的な取扱いを行う予定はありません。なお、「原則として」という文言を使用しているのは、少額の場合には、見積もり合わせを行わない可能性があることによるものです。</p>
5	<p>阪南市指定金融機関業務仕様書</p> <p>阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領</p>	2 7	<p>「6 業務内容 ⑤収支総括日計表」について</p> <p>(c) 出納閉鎖期間の収支総括日計表の作成は、金融機関にとって負担が大きく、当社〇〇〇部にて指定金業務を行っている全衛星都市において、日計表は両年度分の作成はせず1枚にて作成し、また両年度期間中の年度別仕分はしておりません。前回当社が上番していた期間中も、同様の対応をお願いしており、ご承知いただいております。今回指定金選定後も、前回上番時と同様のご対応が可能でしょうか。</p> <p>一方で、プロポーザル実施要領の「10 契約の手続」(2)において、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することが出来るとあることから、廃止の検討は可能かお聞かせ下さい。</p>	<p>実施要領「6 業務内容 ⑤収支総括日計表」に記載のとおり、出納閉鎖期間 (毎年4月から5月末日) 中は会計年度毎の収支総括日計表を作成することを前提とした提案をお願いします。なお、ご質問のように、他団体の指定金融機関業務に大きな影響を与えるなどの特別な事情がある場合にあっては、年度別仕分を行うことを前提とした提案をいただく中で、同作業を行わない具体的なメリット (同作業に係る経費相当額の見積金額の減額等) に係る提案についても受け付けることとします。</p>

No	該当資料名	頁	質問事項	回答内容
6	阪南市指定金融 機関業務仕様書	3	<p>「10 受注者の負担の範囲」</p> <p>業務に必要な資機材、・・・、その他の費用は、特記がある場合を除き、受注者の負担とするとあります。</p> <p>これまでの当社上番時の対応（〇〇〇部への事務集約、集約に伴う派出員の直行直帰、警送便を活用した現金・現物の授受、金庫・ビデオカメラ設置による警備体制）は今後も同様の体制とし、必要に応じて協議させていただけるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>仕様書「10 受注者の負担の範囲」に記載のとおり、特記がある場合を除き、受注者の負担としておりますので、見積金額には、ご質問の内容につきましても提案金額に含めて、ご提案いただきますようお願いします。</p>
7	阪南市指定金融 機関業務仕様書 阪南市指定金融 機関に係るプロ ポーザル実施要 領	3 2	<p>「8 担保の提供」 担保の提供について定められています。</p> <p>「4 参加資格」記載されている条件を充足したとしても、担保の提供は必要でしょうか。</p> <p>なお、担保の金額については、阪南市は300万円、同下水道事業会計では30万円とあります。 従前の指定金契約では、阪南市は100万円、同下水道事業会計では10万円でした。 金額に関しても、お考えをお聞かせ下さい。</p>	<p>仕様書「4 参加資格」については、本プロポーザルの参加に必要最低限の条件としておりますので、同条件を充足している場合にあっても、仕様書「8 担保の提供」に記載の担保額の提供をお願いします。</p> <p>なお、担保の金額については、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、自治体の状況や業務委託契約等について総合的に判断し定めたものです。</p>

No	該当資料名	頁	質問事項	回答内容
8	阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領	7	<p data-bbox="562 225 1303 384">「10 契約の手続 (2)原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目の追加、変更及び削除することがある。」とあります。</p> <p data-bbox="562 440 1303 555">よって、本件の『質疑書』とは別に、当行の事務手続等については、『提案書』に記載させて頂ければ、契約時の仕様として、お取り扱い頂けるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p data-bbox="1330 225 2074 427">仕様書「10 契約の手続 (2)」の記載内容は、提案書等の記載内容をただちに契約時の仕様とするものではなく、本市の財務規則等の関連規定の違背や会計事務執行上の齟齬、また、本市の業務量等を総合的に勘案して、仕様の内容について、契約候補者と協議を行うという趣旨のものです。</p>